

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「アイプラザ豊橋の指定管理者決定に関する資料のうち、3団体4グループの事業計画書、収支予算書、利用料金の設定、施設運営の体制、類似施設の運営実績、団体概要」を非公開としたことは、一部について妥当でなく、別表3に掲げる「非公開が妥当である部分」を除いた残りの部分は公開すべきである。

2 実施機関の説明の要旨

市長の公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、アイプラザ豊橋指定管理者募集要項に基づき、平成25年4月からアイプラザ豊橋の管理・運営を行う指定管理者候補者を選定するにあたり、申請者（4団体5グループの計9社）が提出した資料であって、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく異議申立人の公文書公開請求に対して、公開した文書（1団体1グループの計2社）と非公開とした文書（3団体4グループの計7社）である。

(2) 非公開とした理由

ア 条例第6条第1項第2号について

条例第6条第1項第2号の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、「①競争上の地位を害するおそれがある情報（生産技術、販売ノウハウ等）」、「②内部管理事項への不当な干渉となるおそれがある情報（営業方針、経理、人事等）」等をいう。

イ 事業計画書、類似施設の運営実績、団体概要について（「別表1」参照）

これらは、各社が指定管理者として蓄積してきた経験に基づき提案したものであり、その内容・構成には独自のノウハウが凝縮されている。

そのため、公開すると他社が今後の募集で模倣し利用する可能性があり、競争上の優位性を失うおそれがあるといえ、「①競争上の地位を害するおそれがある情報」にあたる。

ウ 収支予算書、利用料金の設定、施設運営の体制について（「別表2」参照）

これらは、経理・人事等に関わる内部管理事項であるため、公開すると各社の円滑な事業運営を妨げるおそれがあるといえ、「②内部管理事項への不当な干渉となるおそれがある情報」にあたる。

エ まとめ

したがって、本件文書は、「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」にあたるため、本件文書は条例第6条第1項第2号に該当し非公開と判断した。

オ 意見書の提出機会の付与について

もともと、本件文書は「第三者に関する情報」であるから（条例第12条第1項）、決定を行うにあたり、9社に対し、同項に基づく意見書の提出を求めたところ、2社から公開しても差し支えないとの回答を受けた。

カ 結論

よって、同2社の文書については公開し、他7社の文書については、条例第6条第1項第2号に該当するとの判断に基づき、非公開とした。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成24年8月29日付けで行った公開請求に対して市長が同年9月12日付けで非公開とした処分の取り消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由についてはおおむね次のとおりである。

ア 本件文書について

本件文書は、アイプラザ豊橋の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）決定に関わる資料のうち、公開しないこととした3団体4グループ計7社の事業計画書、収支予算書、利用料金の設定、施設運営の体制、類似施設の運営実績、団体概要である。

これらは、豊橋市民の文化活動及び生涯学習活動の向上を図る目的で導入されたアイプラザ豊橋の指定管理者応募団体が提出した文書であり、本施設の管理運営の計画が記載され、本件文書等の評価により、市長が候補者を決定し、同施設の管理運営を任せることとなる。

このような指定管理者制度の目的に鑑みると、本件文書の内容は、いかなる評価を経て候補者が決定されたか、候補者がいかなる施設運営を計画しているかが分かるものであり、市民の生活に深く関係するものである。

なお、異議申立人が請求する文書はあくまで本件文書であり、各社の収支内容や内部運営方法に関する文書ではない。

イ 候補者が提出した本件文書について

候補者には、本施設の管理運営の対価として指定管理料が支払われることとなる。その額は3億7897万3000円で、すでに豊橋市議会で議決されている。この財源は、当然、市の税金である。

そうすると、納税者である市民は、候補者がいかなる管理運営を計画しているか、ひいては市の文化活動及び生涯学習活動の向上がいかに計画されているかについて、知る権利を有する。

一方で、実施機関はこれらについて説明責任を負う。例えば、「おそれ」の判断は、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が必要であり、実施機関はこれを説明する必要がある。しかし、実施機関は、いかなる「おそれ」があるかを判断していないため、候補者が提出した本件文書が条例第6条第1項第2号に該当するとの判断はできない。

よって、候補者が提出した本件文書を公開すべきである。

ウ 候補者以外が提出した本件文書について

候補者以外が提出した本件文書は、市民が候補者の本件文書と比較し、いかなる評価を経て候補者が決定されたかを知るのに必要な資料となる。これにより、市民は、行政サービスに関して議論することができ、そうすることで住民利用のサービス向上に繋がることとなる。

異議申立人が、公開しても差し支えないとする候補者以外の2社のうち1社の事業計画書を検討したところ、同社は三遠南信地域の商業観光文化交流に精通し実績もある上、その指定管理料は2億6241万5000円であって候補者の指定管理料よりも1億1655万8000円も抑えている。この差額を超えるほどに、候補者の本件文書が優れていたといえるのが検証されるべきである。

よって、候補者以外が提出した本件文書を公開すべきである。

エ まとめ

以上より、実施機関は、各社への意見照会結果に左右されることなく、候補者が提出した本件文書及び候補者以外が提出した本件文書について公開すべきである。

オ 他市の対応について

なお、異議申立人の調査では、名古屋市、豊田市、岡崎市は、指定管理者応募団体が提出した事業計画書等について情報公開請求があった場合、公開をしていることが判明した。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係を増進することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をすな

ければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲及び実施機関が公文書の公開をしないこととする権限を定めている。

本審査会は、このような条例の各項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 非公開情報について

条例第6条第1項第1号の非公開情報は、個人情報である。

条例第6条第1項第2号の非公開情報は、法人等の情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、「①競争上の地位を害するおそれがある情報」、「②内部管理への不当な干渉となるおそれがある情報」、「③社会的評価を低下させるおそれがある情報」などをいう。

「おそれ」の程度については、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する具体的な蓋然性が必要となる。

(3) 諮問の対象について

本件文書のうち、諮問の対象となる文書は、3団体4グループ（株式会社ケイミックス、ホームックスグループ共同企業体、三幸株式会社、JTBコミュニケーションズグループ、東急コミュニティー・ヤタロー共同企業体、コニックス・愛知県舞台運営事業協同組合共同企業体、公益財団法人豊橋文化振興財団）が提出した、事業計画書、収支予算書、利用料金の設定、施設運営の体制、類似施設の運営実績、団体概要である。

(4) 条例第6条第1項第1号の該当性

団体名	株式会社ケイミックス	
文書	施設運営の体制、団体概要	
非公開部分	施設運営の体制	「5. 館長予定者の氏名、経歴」のうち、「館長予定者」、「経歴」
	団体概要	「担当者連絡先」の「氏名」、「E-mail」
理由	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものにあたる。	

団体名	JTBコミュニケーションズグループ	
文書	団体概要	
非公開部分	「担当者名」、「メールアドレス」	
理由	個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができるものにあたる。	

(5) 条例第6条第1項第2号の該当性

ア ①競争上の地位を害するおそれがある情報

団体名	株式会社ケイミックス	
文書	事業計画書	
非公開部分	「キ. 第三者による満足度調査」のうち、第三者の名称が分かる部分、「調査票見本」	
	「(5) 協力関係や取引関係のあるソフトの主な供給先とその概要について」のうち、「供給先の名称」、「概要」の一部	
	「(2) 金融機関や出資者等の支援体制」のうち、「※」の内容、「弊社の外部株主」	

理由	<p>取引先や協力関係にある企業の情報、他社との関係が分かる情報であって、公表していない情報である。</p> <p>まず、取引先企業については、公開により同業者に知られると、取引先と接点を持たれ有利に交渉され、今後の具体的な取引に支障を来す蓋然性が高い。</p> <p>また、協力関係企業、他社との関係については、公開により相手方企業との関係が明らかとなる場所、相手方企業が提携関係を公にしたい場合には、同社との信頼関係が損なわれる蓋然性が高い。</p> <p>よって、これらを公開すると、取引・協力関係を損なうなど競争上の地位を害するおそれがある。</p>
----	---

団体名	株式会社ケイミックス
文書	事業計画書
非公開部分	<p>「(3) 具体的な自主事業内容の提案(平成25~26年度)」の「ア. 平成25年度自主事業案」のうち、「No. 1」「No. 2」の「事業名」、「内容」の一部</p> <p>「(3) 具体的な自主事業内容の提案(平成25~26年度)」の「イ. 平成26年度自主事業案」のうち、「No. 1」の「事業名」、「目的」、「内容」の一部と「No. 2」の「事業名」、「内容」の一部</p> <p>「2. リニューアルオープンに向けた提案」のうち、「リニューアルオープン期間における主な提案」の「オープン記念コンサート」の「事業名」の一部</p>
理由	<p>企画出演者に関する情報であって、公表していない情報である。通常、企画後に相手方と出演料の交渉や出演時期の調整などを進め、出演契約の締結に至り、企画の告知段階で初</p>

	<p>めて公表するものである。</p> <p>そうすると、同業者がこれらの情報を入手すると、より有利な条件で出演者と交渉を図り、今後の出演交渉に支障を来す蓋然性が高い。</p> <p>よって、これらを公開すると、競争上の地位を害するおそれがある。</p>
--	---

団体名	コニックス・愛知県舞台運営事業協同組合共同事業体
文書	類似施設の運営実績
非公開部分	共同事業体以外の団体の運営実績が記載されている部分
理由	<p>これは、協力企業の情報である。「施設運営の体制」によると、同社は設備管理部門を担当し、共同事業体をサポートする役割である。同社が運営してきた施設管理の実績は、共同事業体とは無関係であり、公表されると同社との信頼関係が損なわれる蓋然性が高い。</p> <p>よって、これを公開すると、競争上の地位を害するおそれがある。</p>

イ ②内部管理への不当な干渉となるおそれがある情報

団体名	株式会社ケイミックス
文書	事業計画書
非公開部分	<p>「ウ．現金取扱い等に事務処理フローについて」の一部</p> <p>「(2) 本施設における個人情報保護の取組みについて」のうち、「個人情報適正管理の代表的な方策例」の内容</p>
理由	<p>現金取扱い事務処理や個人情報管理に関する情報である。これらは秘匿性が高く、公開されると、管理方法を変更する必要が生じセキュリティ対策上支障を来す蓋然性が高い。</p>

	よって、これらを公開すると、内部管理への不当な干渉となるおそれがある。
--	-------------------------------------

団体名	株式会社ケイミックス
文書	事業計画書
非公開部分	「４．弊社の経営状況」の「（１）経営状況」のうち、自己資本、自己資本比率が分かる部分
理由	<p>株式会社ケイミックスは非上場企業のため、自己資本・自己資本率に関する情報を公表していない。この情報は、企業の経営状況を示す一資料となり、同社のみならず株主・債権者など利害関係人に与える影響も大きい。</p> <p>よって、これらを公開すると、経営状況が明らかとなる蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがある。</p>

団体名	株式会社ケイミックス
文書	収支予算書
非公開部分	<p>「支出計画 １）人件費 給与」の具体的な積算のうち、「給与」、「賞与」の金額</p> <p>「積算内訳」の「２．支出項目の積算内訳」の「（１）人件費（ア）職員分」中、時間、人数、「計 24,948 千円」を除く金額部分</p>
理由	<p>これらは、人件費に関する情報である。通常、企業は給与等の内訳を公表しておらず、公開により給与体系が明らかとなるため、従業員の給与比較が可能となり、人事管理に支障を来す蓋然性が高い。</p> <p>よって、これらを公開すると、内部管理への不当な干渉となるおそれがある。</p>

団体名	株式会社ケイミックス
文書	施設運営の体制
非公開部分	「アイプラザ豊橋組織図」のうち、「(雇用関係×人数)」(ただし、館長、総務課長、営業課長の人数を除く。)
	「3. 雇用関係と勤務体制」のうち、「人数」、「雇用関係」、「勤務体制」(ただし、館長、総務課長、営業課長の人数を除く。)
	「4. 担当業務、職能、経験など」のうち、「区分」、「人数」(ただし、館長、総務課長、営業課長の人数を除く。)
	「勤務計画表」一覧
理由	<p>これらは、施設運営体制の人数、雇用関係、勤務体制に関する情報である。どの職種にどの程度の人数を配置するか、どのような雇用関係・勤務体制とするかという情報は、事業運営の充実と支出予算の抑制とのバランスを考慮する必要があるため、人事管理及び経営戦略上の情報である。</p> <p>よって、これらを公開すると、事業運営や支出予算が把握される蓋然性が高く、内部管理への不当な干渉となるおそれがある。</p>

ウ ①競争上の地位を害するおそれがある情報または③社会的評価を低下させるおそれがある情報

団体名	<p>ホームックスグループ共同企業体</p> <p>三幸株式会社</p> <p>JTBコミュニケーションズグループ</p> <p>東急コミュニティー・ヤタロー共同事業体</p> <p>コニックス・愛知県舞台運営事業協同組合共同事業体</p> <p>公益財団法人豊橋文化振興財団</p>
-----	--

文書	事業計画書 収支予算書 利用料金の設定 施設運営の体制
非公開部分	全部
理由	<p>これらは、各団体が、指定管理者応募にあたり、自社の管理、運営、企画力をアピールするために創意工夫を凝らし作成した資料である。そして、指定管理者に選定された場合、この資料に基づき施設の管理運営を行うこととなる。この点は、選定されたか否かにかかわらず、全団体に共通する。</p> <p>しかし、上記団体は指定管理者候補者に選定されなかった団体であるため、資料を活用する機会がなかったといえる。今後、同種の指定管理者応募において資料を活用するにもかかわらず、公開により他の競業団体に入手されて利用されると、資料の独自性や優位性が失われ、競争上の地位を害される蓋然性が高い。</p> <p>また、公開により資料のみが社会に流通すると、選定されなかった団体によって作成された資料として知られることとなり、上記団体の社会的評価を低下させる蓋然性が高い。</p> <p>よって、これらを公開すると、競争上の地位を害するおそれ、または社会的評価を低下させるおそれがある。</p> <p>なお、上記団体が提出した資料のうち、「類似施設の実績」と「団体概要」は、すでに公表され、応募にあたり特に創意工夫を凝らして作成した資料ではないため、公開しても正当な利益を害するおそれはなく、非公開情報にあたらぬ。</p>

(6) その他

その他の文書については、上記の非公開情報及びその他の非公開情報いずれにもあたらないため、公開する。

(7) 結論

以上より、「1 審査会の結論」のとおり、別表3に掲げる「非公開が妥当である部分」を除いた残りの部分は公開すべきである。

【別表 1】 実施機関の判断

文書名	内 容	評 価
事業計画書	(1)管理運営に当たっての基本方針 ①基本方針 ②成果目標と自己評価 ③社会的責任	<ul style="list-style-type: none"> 各申請者の管理運営方針や自己評価などが詳細に示され、施設の特長や業務内容をどの程度理解しているか、また基本方針が施設の設置目的と合致しているかが現れている。
	(2)管理運営に関する具体的事項 ①管理運営業務 ②利用者サービス ③人員・責任体制及び人材育成 ④施設の維持管理 ⑤危機管理対策	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置目的を最大限に発揮するための具体的な提案として、文化振興の取り組みに関する考え方や工夫を凝らした自主事業などが示されている。 また、独自の観点から利用者サービスの向上を図るための提案を行っている。 さらに、施設の維持管理について、外部委託を行う際に市内業者を優先する方針や地元の雇用促進策などが詳細に示されている。
	(3)施設経営に関する事項 ・コストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> 各申請者が重視するコスト縮減などがテーマに掲げられ、その手法が詳細に示されている。
	(4)その他 ・その他独自の提案	<ul style="list-style-type: none"> 申請者の経営方針と応募理由がリンクされ、独自にPRが行われている。
	(5)指定期間における管理 ・運営と収支に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> 「別表 2」記載の収支予算書に関する概要が示されている。
類似施設の運営実績	施設名称、面積、管理運営概要・期間	<ul style="list-style-type: none"> 類似施設の名称、面積、外観写真、概要・期間が簡潔に示されている。

団体概要	団体概要書 パンフレット	・一覧表にまとめて、パンフレットの添付等、工夫を凝らしたPRがなされている。
------	-----------------	--

【別表2】実施機関の判断

文書名	内 容	評 価
収支予算書	(1)平成25年度分～平成29年度分の積算内訳 (2)各年度積算内訳・平成25年度講堂2ヶ月休みの場合の積算内訳	・収入項目では、過去の実績や独自の利用増減率などを考慮して、利用料金の計算がなされている。 ・支出項目では、職員人件費の詳細や清掃・警備等の委託業務に係る費用などが示されている。
利用料金の設定	(1)利用料金設定についての提案書(平成25年～平成29年度分)	・「アイプラザ豊橋条例」で設定された施設利用料金の限度額を基本とし、申請者独自の分析・予測などに基づき作成されている。
施設運営の体制	(1)組織及び職員構成 (2)勤務計画表	・組織図と各部門の人員、業務の分担が示されている。 ・施設管理者となった場合の雇用関係や勤務体制、経歴やスキル、館長就任予定者などが示されている。 ・他市施設の実績、募集要項、申請者の類似施設の実績、経理・人事などを参考に作成されている。

【別表3】非公開が妥当である部分

団体名 株式会社ケイミックス

文書	非公開部分	根拠規定
事業計画書	11頁 「ウ. 現金取扱い等に事務処理フローについて」の一部	条例第6条第1項 第2号
事業計画書	14頁 「キ. 第三者による満足度調査」のうち、 第三者の名称の名称が分かる部分、「調査 票見本」	条例第6条第1項 第2号
事業計画書	17頁 「(3) 具体的な自主事業内容の提案（平 成25～26年度）」の「ア. 平成25年 度自主事業案」のうち、「No. 1」「N o. 2」の「事業名」、「内容」の一部	条例第6条第1項 第2号
	18頁 「(3) 具体的な自主事業内容の提案（平 成25～26年度）」の「イ. 平成26年 度自主事業案」のうち、「No. 1」の 「事業名」、「目的」、「内容」の一部と「N o. 2」の「事業名」、「内容」の一部	
事業計画書	19頁、20頁 「(5) 協力関係や取引関係のあるソフト の主な供給先とその概要について」のう ち、「供給先の名称」、「概要」の一部	条例第6条第1項 第2号
事業計画書	38頁 「(2) 本施設における個人情報保護の取	条例第6条第1項 第2号

	組みについて」のうち、「個人情報適正管理の代表的な方策例」の内容	
事業計画書	44頁 「2. リニューアルオープンに向けた提案」のうち、「リニューアルオープン期間における主な提案」の「事業名」の一部	条例第6条第1項 第2号
事業計画書	45頁 「4. 弊社の経営状況」の「(1) 経営状況」のうち、「自己資本」、「自己資本比率」が分かる部分	条例第6条第1項 第2号
事業計画書	46頁 「(2) 金融機関や出資者等の支援体制」のうち、「※」の内容、「弊社の外部株主」	条例第6条第1項 第2号
収支予算書	「支出計画 1) 人件費 給与」の具体的な積算のうち、「給与」、「賞与」の金額	条例第6条第1項 第2号
収支予算書	「積算内訳」の「2. 支出項目の積算内訳」の「(1) 人件費 (ア) 職員分」中、時間、人数、「計24,948千円」を除く金額部分	条例第6条第1項 第2号
施設運営の体制	1頁 「アイプラザ豊橋組織図」のうち、「(雇用関係×人数)」(ただし、館長、総務課長、営業課長の人数を除く。)	条例第6条第1項 第2号
	2頁 「3. 雇用関係と勤務体制」のうち、「人数」、「雇用関係」、「勤務体制」(ただし、館長、総務課長、営業課長の人数を除く。)	

	く。)	
	3頁、4頁 「4. 担当業務、職能、経験など」のうち、「区分」、「人数」（ただし、館長、総務課長、営業課長の人数を除く。）	
施設運営の体制	5頁 「5. 館長予定者の氏名、経歴」のうち、「館長予定者」、「経歴」	条例第6条第1項第1号
施設運営の体制	8頁 勤務計画表一覧	条例第6条第1項第2号
団体概要	「担当者連絡先」の「氏名」、「E-mail」	条例第6条第1項第1号

団体名 ホームックスグループ共同企業体

文書	非公開部分	根拠規定
事業計画書 収支予算書 利用料金の設定 施設運営の体制	全部	条例第6条第1項第2号

団体名 三幸株式会社

文書	非公開部分	根拠規定
事業計画書 収支予算書 利用料金の設定 施設運営の体制	全部	条例第6条第1項 第2号

団体名 JTBコミュニケーションズグループ

文書	非公開部分	根拠規定
事業計画書 収支予算書 利用料金の設定 施設運営の体制	全部	条例第6条第1項 第2号
団体概要	担当者名、メールアドレス	条例第6条第1項 第1号

団体名 東急コミュニティー・ヤタロー共同事業体

文書	非公開部分	根拠規定
事業計画書 収支予算書 利用料金の設定 施設運営の体制	全部	条例第6条第1項 第2号

団体名 コニックス・愛知県舞台運営事業協同組合共同事業体

文書	非公開部分	根拠規定
事業計画書 収支予算書	全部	条例第6条第1項 第2号

利用料金の設定 施設運営の体制		
類似施設の運営 実績	共同事業体以外の団体の運営実績が記載されている部分	条例第6条第1項 第2号

団体名 公益財団法人豊橋文化振興財団

文書	非公開部分	根拠規定
事業計画書 収支予算書 利用料金の設定 施設運営の体制	全部	条例第6条第1項 第2号

【審査会の処理経過】

年 月 日	内 容
24. 10. 12	○諮問（第69号）
24. 11. 5	○実施機関から非公開理由説明書を受理
24. 11. 5	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
24. 11. 26 (第50回全体会)	○異議申立人から意見書を受理 ○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人の意見陳述 ○審査
25. 1. 8 (第51回全体会)	○審査
25. 1. 16	○株式会社ケイミックスに対する調査
25. 2. 18 (第52回全体会)	○審査
25. 3. 18 (第53回全体会)	○審査
25. 3. 29	○答申内容の決定

氏 名	所 属 团 体 等
三 好 哲 也	豊橋創造大学
河 邊 伸 泰	弁護士
今 里 佳奈子	愛知大学
庄 村 勇 人	名城大学
寺 部 光 敏	弁護士
渡 邊 齊	元朝日新聞論説委員